

水文観測業務規則細則の3月20日付改定に伴う 「水文観測」参考資料の一部変更について

標記につきましては、平成26年3月20日に水文観測業務規則細則が改定されました。

そのため、平成14年度版「水文観測」の参考資料として掲載しております「水文観測業務規程細則」につきましては、国土交通省ホームページ（水文水質データベース）※の「関連資料」をご覧ください。

※国土交通省ホームページ（水文水質データベース）：<http://www1.river.go.jp/>

（注）「水文観測業務規程」について、変更はありません。

「水文観測業務規程細則」の変更に伴う、本書の使用について

今回の細則変更におきましては、既存のCバンドレーダーにXバンドMPレーダーによる雨量データを付け加えたほか、水位観測においてはより細かい時間単位の10分水位が加わり、また、観測機器の追加、観測成果の保存方法、各種観測所における監査の設置などが変更されております。なお、本書の内容につきましては、原理原則としての基本的な考え方については大きな変更は無く、現場における実務マニュアルとして、現在の「水文観測」において十分活用できるものと考えております。